

特集

病院を取り巻く法環境

政治は立法として社会の基本的な枠組みを作り、その諸法律に従い社会が円滑に機能する環境作りをすることが行政の役割である。人間は個人の存在と同時に社会的存在の強い生き方をしてきたが、個人の尊厳と社会の秩序がバランスよく保たれるように法律は定められなければならない。法律は全体の枠を定めることが原則であり、あまり詳細に亘ることは好ましくない。しかしながら、各人により解釈が異なっては困る。

医療は重要な社会的要素であり、医療に関わる社会の枠組みを念頭に置き、医療者は地域の期待に応えなければならない。コンプライアンスの訳として「法令順守」という言葉が使われているが、そのことに留まらずに病院に関わる関係法律にはどのようなものがあり、それが適正に社会的機能を果たしているのかどうかこの号では検証する。

総論として、医療のための法律(憲法から始まり、医療法、諸資格法、衛生法規としての薬事法、保険に関する健康保険法等)がどのような思想・理念の下に整備されてきたのかまず整理する。厚生とは健康を増進して生活を豊かにすることという意味であるが、このことを大前提にして各法律が作られているはずである。しかし、社会的には経済的、財政的制約や個人の価値観などにより法律の限界も感じられることが多いのが現実である。過去に作られた諸法律を将来の社会を考えながらどのような思想の流れに変えていけばよいのか。続いて、個別の法律に加え、諸法律がどう関連しているのか、病院における法規や医療制度の実務的なところを含めて検討をお願いした。

一方、医療における医師の役割は極めて大きい。そこで法律と医師個人の診療がバナンスという視点から、医師と患者の関係を議論してみたい。また、病院の運営において、医事紛争のみではなく病院関係諸法規の日常的解釈と活用を含め、病院の法務担当者の役割とは何かを示したい。そのうえで病院のコンプライアンスや、労働基準法・労働安全衛生法など、職員の人事・労務についても全体的な解説および実務をまとめておく必要がある。これらについて、病院が各法律をどのように読み、遵守し、そして事業に活用するかということを現場からまとめていただくようお願いした。

河北 博文

医療法人財団河北総合病院 理事長